ー参画と協働の郷づくりー

みんなの力で住民自治

シリーズ⑥「住民自治組織への支援」

住民自治組織は、法律に基づいて設置されるものではなく、あくまで地域の総意に基づき設置される任意の団体です。行政から強制的に発足を義務付けることはありません。

ただし、市からの補助金等の支援を受けようとするときは、一定の要件を備えた上で、住民自治組織の認定を受けていただく必要があります。

◆認定に必要な条件

①地域まちづくり計画の策定

地域の現状把握や問題についての調査・研究等を行い、住民自治活動の方向性を具体的に示した計画を検討すること。また、その計画に基づいた活動を実践すること。

②人員の確保

おおむね200人以上の市民で組織されていること。

③規約の策定

組織の運営や活動についての規約が定められていること。

④地域の特定

地域が特定できること。(おおむね広報区単位以上の区域)



5年後、10年後でも継続 できる体制、活動を計画 しましょう!

◆財政的支援

①活動準備金

住民自治組織の発足準備にあたって、要する経費の50%以内で、15万円を上限として補助します。 ただし、この補助金は1年限りの制度です。

②住民自治活動費

補助対象となる活動に要する年間経費の50%以内で、100万円を上限として補助します。最初に補助を受けた年から、5年間補助を受けることができます。

活動準備金

補助率50% 上限15万円 1年限り

発足準備期間 -

住民自治活動費

補助率50% 上限100万円 最長5年間

活動実施期間

○補助対象となる事業(活動)

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- ②地域の伝統、文化、郷土芸能の振興を図る事業
- ③安心・安全な地域づくりを推進するための事業
- ④地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境の 保全を図る事業
- ⑤子どもの健全育成を図る事業
- ⑥地域の特性を生かした産業振興のための事業
- ⑦地域づくりに有効な助言や提案を受けるための 事業
- ⑧その他、地域づくりに関して市長が特に必要と認めるもの

○補助対象とならない経費

- ①集会所等を維持するための費用
- ②住民自治組織の経常的な活動に要する経費
- ③飲食費、商品券等の金券の購入代金、記念品の購入等の経費
- ④土地の取得、造成、補償に関する経費
- ⑤他の補助制度により、補助金等の交付対象事業と なるもの
- ⑥その他、市長が適当でないと認めたもの

■問い合わせ 伊予市行政改革・政策推進室 中山地域事務所住民自治担当☎967-1111